

## 町有財産売払募集要領（公募抽選）

羽幌町が所有する土地及び建物について、次のとおり売払います。

## 1 売払物件

土地	地番	地目	面積		売却価格
	北4条4丁目8番	宅地	850.62㎡(約257.31坪)		
建物	物件名	構造	建築年	床面積	176,000円
	旧教職員住宅(31号)	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平屋建	S50	63.18㎡ (約19.11坪)	
	旧教職員住宅(32号)	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平屋建	S51	63.18㎡ (約19.11坪)	
	旧教職員住宅物置(32号)	木造平屋建	不詳	4.5㎡ (約1.36坪)	
	旧教職員住宅(33号)	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき2階建	S56	75.02㎡ (約22.69坪)	
	旧教職員住宅物置(33号)	木造平屋建	不詳	6.48㎡ (約1.96坪)	

※土地境界に境界標が設置されています。

※用途地域：第2種中高層住居専用地域、建ぺい率：60%、容積率：200%

※建物は未登記です。

## 2 申込みの条件

個人でも法人でも申込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みをすることができません。

- (1) 羽幌町民ではない方または羽幌町内に事業所がない法人。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員。
- (4) 町税及び使用料等（上下水道使用料含む）に滞納がある方。

## 3 売払いの条件

売払いには次の条件を付しますので、申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 売払いから5年間は、第三者へ所有権の移転をしないこと。
- (2) 境界復元に係る費用は、買受者の負担とすること。
- (3) 敷地内地中に雨水管が埋設されていることを容認すること。

## 4 用途の制限

---

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の適用を受ける者または連合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること。
- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える用途に利用すること。

## 5 売払物件見学会

---

見学を希望される方は、電話またはWEBフォームからお申込みください。  
なお、申込者がいない場合は、開催しませんのでご留意願います。

- 日 時 令和7年3月21日（金）午前10時00分～午前11時00分
- 申込方法 ①電話 0164-68-7001（羽幌町役場財務課管財係直通）  
土・日曜、祝日を除く 午前8時45分～午後5時30分  
②WEBフォーム <https://logoform.jp/form/x22d/871903>
- 申込期限 令和7年3月14日（金）午後5時30分



## 6 申込み

---

「普通財産購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、持参または郵送によりお申込みください。

- |         |   |
|---------|---|
| ■申込受付期間 | 令和7年2月13日（木）～令和7年3月31日（月）<br>土・日曜、祝日を除く 午前8時45分～午後5時30分           |
| ■申込受付場所 | 羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）<br>〒078-4198 羽幌町南町1番地の1<br>電話 0164-68-7001（課直通） |

## 7 買受予定者の決定

---

申込者が1人のみの場合は、その方を買受予定者として決定し、契約の手続き方法とともにお知らせします。

なお、複数の申込みがあった場合は、抽選により買受予定者を決定します。

※抽選会予定

- ・日時 令和7年4月8日（火）午後5時
- ・場所 羽幌町役場

## 8 売買契約の締結

---

買受予定者決定のご案内から、原則7日以内に売買契約を締結していただきます。次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、契約書（町保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・収入印紙（200円）
- ・印鑑（印鑑登録済のもの）
- ・印鑑登録証明書

## 9 売買代金の支払い

---

売買契約締結後、納入通知書を発行しますので、売買代金をお支払いください。なお、支払期限は、納入通知書の発送日から20日以内となります。

## 10 所有権の移転・物件の引渡しと所有権移転登記

---

(1) 所有権は、売買代金が完納されたときに羽幌町から買受予定者に移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとします（現地での引渡しは行いません。）。

(2) 所有権移転登記は羽幌町が行いますので、次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税分の収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・売買代金領収書（写し）
- ・登録免許税分の収入印紙 ※金額は、納入通知書送付の際にお知らせします
- ・住民票抄本（住民票コード付）（法人の方は、登記事項証明書）
- ・印鑑（印鑑登録済のもの）
- ・土地・建物受領書 ※納入通知書送付の際に同封します

(3) 所有権移転登記が完了次第、買受予定者に登記識別情報及び登記完了証をお渡しします。

## 11 その他の注意事項

---

(1) 上記のとおり、物件の引渡しは現在の状態のままで行いますので、現地、現況、近隣状況を確認したうえで、お申込みください。（引渡し時点で隣地の越境物や残置物がある場合も、羽幌町で解消するための交渉等を行いません。）

(2) 買受予定者は、売買契約締結後、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできません。

(3) 地下埋設物、地盤調査、アスベスト含有状況等の物件に関する個別調査は行っていません。

- (4) 土地は、公簿地積にて売買します。羽幌町は新たな境界明示・確認・立会い・測量を実施しません。
- (5) 取得後、建物の解体を検討されている方は、関係法令に基づいた適切な処理を行ってください。
- (6) 対象物件は、31号が令和元年10月以降、32号が平成30年4月以降、33号が令和6年4月以降使用していません。

## 12 お問合せ先

---

羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）  
〒078-4198 苫前郡羽幌町南町1番地の1  
電話 0164-68-7001（課直通）

## 旧教職員住宅 31～33号

### 土地概要

所在地	北4条4丁目8番
地目	宅地
面積	850.62㎡ (約257.31坪)

### 建物概要 (31号)

構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
延床面積	63.18㎡ (約19.11坪)
建築年	昭和50年3月 (49年経過) / 令和元年9月入居者退居

### 建物概要 (32号)

構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
延床面積	住宅 63.18㎡ (約19.11坪)、物置 4.5㎡ (約1.36坪)
建築年	昭和51年3月 (48年経過) / 平成30年3月入居者退居

### 建物概要 (33号)

構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
延床面積	住宅 75.02㎡ (1階 52.265㎡、2階 22.756㎡) (約22.69坪) 物置 6.48㎡ (約1.96坪)
建築年	昭和56年3月 (43年経過) / 令和6年3月入居者退居



### 32号物置



### 33号物置



# 羽幌町市街図



1:1,250



0 15 30 60メートル